

電気通信大学附属図書館 UEC Ambient Intelligence Agora
センシングシステム運用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学附属図書館（以下「図書館」という。）に置く UEC Ambient Intelligence Agora（以下「AIA」という。）におけるセンシングシステムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項においてセンシングシステムとは、AIAに常設されるセンサー（センサー機能を有するカメラ、マイク、各種機器を含む。）及びセンサーから取得したデータ（以下「取得データ」という。）の記録・加工・表示等を行う装置をいう。

(運用の目的)

第3条 センシングシステムは、教育・研究活動、防犯及び利用者の安全確保、図書館サービス向上のための情報分析等のデータ取得を目的とした運用を行うものとする。

(管理責任者)

第4条 センシングシステムの適正な設置及び運用を図るために、センシングシステム管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、学術国際部学術情報課長をもって充てる。また、管理責任者を補佐するために、管理責任者が任命したセンシングシステム取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

(情報の表示)

第5条 管理責任者は、センサー設置区域に、設置しているセンサー及び取得データの種別を表示する。

(取得データの管理)

第6条 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、次の各号により、取得データの管理を行う。

- (1) 管理責任者等は、取得データが保存されている室内への入室については、室内の機器・設備等を管理する者に対してのみ許可する。それ以外の者が入室する場合には、管理責任者等が立ち会うものとする。
- (2) 管理責任者等が取得データを教育・研究活動のために利用させる場合には、電気通信大学附属図書館 UEC Ambient Intelligence Agora データ利用要項に基づいて運用するものとする。

(個人データの利用)

第7条 個人情報に含まれる取得データの利用目的は、原則として、教育・研究活動のための利用又は防犯及び利用者の安全確保のための利用に限るものとし、管理責任者等は、「国立大学法人電気通信大学個人情報保護規程」及び関係法令等の趣旨を踏まえて適切に取り扱うものとする。

附 則

この要項は、令和元年7月10日から施行する。